愛媛県農業土木工事特記仕様書 愛媛県農業土木工事特記仕様書 愛媛県農業土木工事特記仕様書 2024年7月1日 2024年4月1日 目次 目次 第1章 総則(第1条—第5条) 第1章 総則(第1条—第5条) 第2章 施工管理及び現場管理(第6条-第8条) 第2章 施工管理及び現場管理(第6条―第8条) 第3章 再生資材及び建設副産物 (第9条-第12条) 第3章 再生資材及び建設副産物 (第9条—第12条) 第4章 安全管理(第13条—第15条) 第4章 安全管理(第13条—第15条) 第5章 使用材料 第5章 使用材料 第1節 コンクリート (第16条) 第1節 コンクリート (第16条) 第2節 鉄鋼スラグ等 (第17条―第23条) 第2節 鉄鋼スラグ等(第17条―第23条) 第3節 溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物(第24条-第29条) 第3節 溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物(第24条—第29条) 【削る】 第4節 ゴム製品等(第30条) 第6章 取得補償時の立木伐採等(第31条―第38条) 第6章 取得補償時の立木伐採等(第30条―第37条) 第7章 境界標識 (第38条—第41条) 第7章 境界標識 (第39条—第42条) 第8章 出来形数量(第42条) 第8章 出来形数量(第43条) (省略) (省略) 第5章 第5章 (省略) (省略) 【削る】 第4節 ゴム製品等 (ゴム製品等の品質証明)

- 第30条 受注者は、東洋ゴム化工品株式会社(以下「同社」という。)またはニッタ加工 品(株)が製造した製品や材料(以下「ゴム製品等」という。)を用いる場合は、同社が 係がない者をいう。)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督員の承諾 を得なければならない。
- 2 前項の規定により実施する品質の確認にあたっては、次の試験及び検査項目を参 として、製品の種類に応じて求められる機能を確認するものとする

試験名	計測項目
通常状態での試験	硬さ、比重、引張強度、伸び
(常態試験)	
熱老化試験	熱老化前後での変化率
	(硬さ、比重、引張強度、伸び)
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み
製品検査	外観、寸法、性能

愛媛県農業土木工事特記仕様書

新

IΗ

第6章 取得補償時の立木伐採等

(適用)

第30条 用地取得にあたり用材林を取得補償で買収した用地における立木(主幹部) の伐採、集積、積込、運搬、売却等(処分を含む)に関しては、次条から第38条ま での規定による。

(目的)

第31条 伐採木の売却等については、材木として売却可能なものについては、売却を 基本とし、売却できないものについては、現場内利用、再資源化、熱利用(焼却)す るものとし、事業コストの縮減、木材資源の有効利用を図るものである。

(伐採等の安全確保)

第32条 受注者は、伐採等の作業にあたって、労働安全衛生法などの関係法令を遵守 し、作業員の安全確保に努めるとともに、第三者への危害等の防止に努めるものとす る。

(施工計画書の記載)

第33条 受注者は、伐採、集積、積込、運搬、処分等における施工体制、施工方法(主要機械、仮設備計画等を含む)、安全管理、処分等の搬出先、その他必要事項を施工計画書に記載するものとする。

(売却に伴う搬出)

- 第34条 売却に伴う伐採木の搬出については、設計図書による。
- 2 現地再調査の結果、搬出先、売却立木を変更する必要が生じた場合には監督員の指示によるものとする。

(造材)

第3<mark>5</mark>条 受注者は、現場状況等を十分調査して、造材については、木材の有効利用に 務めるものとする。

(造材作業)

- 第36条 造材作業にあたっては、以下の項目に留意すること。
 - (1) 曲がり材を減らし直材となるよう心がけること
 - (2) 長さの規格は厳守すること
 - (3) 腐朽部や損傷部はあらかじめ取り除くなど寸切れに注意すること

3 第1項の承諾を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免除されるものではない。

第6章 取得補償時の立木伐採等

(適用)

第31条 用地取得にあたり用材林を取得補償で買収した用地における立木(主幹部) の伐採、集積、積込、運搬、売却等(処分を含む)に関しては、次条から第38条ま での規定による。

(目的)

第32条 伐採木の売却等については、材木として売却可能なものについては、売却を 基本とし、売却できないものについては、現場内利用、再資源化、熱利用(焼却)す るものとし、事業コストの縮減、木材資源の有効利用を図るものである。

(伐採等の安全確保)

第33条 受注者は、伐採等の作業にあたって、労働安全衛生法などの関係法令を遵守 し、作業員の安全確保に努めるとともに、第三者への危害等の防止に努めるものとす る。

(施工計画書の記載)

第34条 受注者は、伐採、集積、積込、運搬、処分等における施工体制、施工方法(主要機械、仮設備計画等を含む)、安全管理、処分等の搬出先、その他必要事項を施工計画書に記載するものとする。

(売却に伴う搬出)

- 第35条 売却に伴う伐採木の搬出については、設計図書による。
- 2 現地再調査の結果、搬出先、売却立木を変更する必要が生じた場合には監督員の指示によるものとする。

(造材)

第3<mark>6</mark>条 受注者は、現場状況等を十分調査して、造材については、木材の有効利用に 務めるものとする。

(造材作業)

- 第37条 造材作業にあたっては、以下の項目に留意すること。
 - (1) 曲がり材を減らし直材となるよう心がけること
 - (2) 長さの規格は厳守すること
 - (3) 腐朽部や損傷部はあらかじめ取り除くなど寸切れに注意すること

愛媛県農業土木工事特記仕様書

利

- (4) ひき曲がりやのこ傷に注意すること
- (5) 枝払いを十分に行うこと
- (6) 木口や材面に傷を付けないこと

(売却の確認)

第3<mark>7</mark>条 受注者は、伐採木を売却した後、売却した材木の規格、本数、単価、手数料等、売却総額が確認できる資料の写しを監督員に提出しなければならない。

第7章 境界標識

(適用)

第38条 受注者は、境界標識の設置を行う場合は、次条から第42条までの規定によることとする。ただし、別途特記仕様書に記載がある場合はこの限りではない。

(形式)

- 第 <mark>39</mark> 条 標識は 12cm×12cm×90cm の鉄筋コンクリート杭(以下境界杭)を標準とする。
- 2 設置場所がコンクリートの上等の理由で境界杭が設置できない場合は、監督員と協議のうえ、金属製プレート等(以下境界板)を使用することができる。

(設置場所)

第 4<mark>0</mark>条 境界杭及び境界板の設置場所は、設計図面によるものとする。ただし、設計 図書に標示がない場合は、監督員の指示によるものとする。

(設置方法)

- 第41条 境界杭は、杭の中心部を民有地と官有地の境界線上に一致させるよう設置する。また、境界杭は地表に30cm露出するように設置することとするが、通行等に支障となる場合は、監督員の指示によるものとする。
- 2 境界板は、「+」や「矢印タイプの位置・方向」については、監督員の指示によるものとする。

第8章 出来形数量

第 42 条 出来形数量は、愛媛県土木工事共通仕様書第 3 編 3-1-1-6 によるほか、農林 水産省が定める土地改良工事数量算出要領(案)及び設計図書に従って算出しなけれ ばならない。

- (4) ひき曲がりやのこ傷に注意すること
- (5) 枝払いを十分に行うこと
- (6) 木口や材面に傷を付けないこと

(売却の確認)

第38条 受注者は、伐採木を売却した後、売却した材木の規格、本数、単価、手数料等、売却総額が確認できる資料の写しを監督員に提出しなければならない。

第7章 境界標識

(適用)

第39条 受注者は、境界標識の設置を行う場合は、次条から第42条までの規定によることとする。ただし、別途特記仕様書に記載がある場合はこの限りではない。

(形式)

- 第 <mark>40</mark> 条 標識は 12cm×12cm×90cm の鉄筋コンクリート杭(以下境界杭)を標準とする。
- 2 設置場所がコンクリートの上等の理由で境界杭が設置できない場合は、監督員と協議のうえ、金属製プレート等(以下境界板)を使用することができる。

(設置場所)

第4<mark>1</mark>条 境界杭及び境界板の設置場所は、設計図面によるものとする。ただし、設計 図書に標示がない場合は、監督員の指示によるものとする。

(設置方法)

- 第 42 条 境界杭は、杭の中心部を民有地と官有地の境界線上に一致させるよう設置する。また、境界杭は地表に 30cm 露出するように設置することとするが、通行等に支障となる場合は、監督員の指示によるものとする。
- 2 境界板は、「+」や「矢印タイプの位置・方向」については、監督員の指示によるものとする。

第8章 出来形数量

第43条 出来形数量は、愛媛県土木工事共通仕様書第3編3-1-1-6によるほか、農林 水産省が定める土地改良工事数量算出要領(案)及び設計図書に従って算出しなけれ ばならない。